



預かり保育をご利用のみなさまへ

■保育の必要性のある3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもについて
預かり保育利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円、
月額11,300円を上限として無償化となります。

■幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない※¹場合、預かり保育のほか、
認可外保育施設等の利用が無償化の対象となります。
(月額11,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限額)

※1…教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

○保育の必要性があり、預かり保育を利用される場合は、**必ず事前にこども宝課へ申請書を提出して認定を受けてください。**認定が無い場合は無償化の対象外となります。
また申請日から遡って認定することはできませんのでご注意ください。

○「保育の必要性」に該当する事由の内容や申請書類については園またはこども宝課へ
お問い合わせください。

○公立幼稚園の3歳児について、**令和4年度よりサービス拡充のため、5月の3週目から預かり保育をご利用いただけるようになりました。**

ただし、公立幼稚園の提供時間数が8時間以上・年間開所日数が200日以上であることから、**令和3年度に引き続き、公立幼稚園預かり保育のほかに認可外保育施設等を利用された場合、この認可外保育施設等の利用料については無償化の対象になりませんのでご注意ください。**

